

令和 7 年度沖縄県離島高校生等に対する介護研修事業 業務委託企画提案公募要領

1 委託業務名

令和 7 年度沖縄県離島高校生等に対する介護研修事業に係る業務委託

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の背景及び目的

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていただくためには、福祉サービスの担い手となる人材の確保が必要であるが、本県の高齢化は今後も進み、人材がさらに不足すると予測されている。

特に離島地域においては、島内での研修機会や人材に限りがあり、介護人材の確保がより困難となっていることから、高校生や地域住民等に研修の機会を設け、介護職への理解・興味を深めることにより、離島地域における介護人材の確保を図る。

4 見積

委託料 8,660 千円以内（消費税及び地方消費税相当額（税率 10%）を含む）で見積もること。

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 委託業務の内容

「令和 7 年度沖縄県離島高校生等に対する介護研修事業業務委託に係る企画提案仕様書」のとおりに

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （１）法人格を有すること。
- （２）沖縄県知事から介護職員初任者研修事業者の指定を受けた者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- （４）県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関

する規定第7条第2項(昭和47年7月20日告示69号)に基づく指名停止期間中でないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと。又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) 委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (8) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (9) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。代表事業者は、上記応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(3)～(6)の要件を満たす者であること。
 - ウ 応募資格(7)、(8)については、共同企業体として要件を満たせばよい。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (10) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

7 応募方法等

- (1) 提出期限：令和7年5月20日(火)午後5時
- (2) 提出書類：「8 提出書類」を参照
- (3) 提出方法：持参または郵送(書留等、到着確認が可能な手段で、提出期限必着)
- (4) 提出場所：沖縄県保健医療介護部高齢者介護課
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
- (5) 応募に係る質問
 - ア 応募について質問や疑義がある場合には、質問書【様式6】を電子メールにより提出すること。

イ 受付期限：令和7年5月9日（金）

ウ 提出場所：沖縄県保健医療介護部高齢者介護課

電子メールアドレス：aa021156@pref.okinawa.lg.jp

エ 質問に対する回答は、沖縄県ホームページ「令和7年度離島高校生等に対する介護研修事業に係る企画提案の募集」への掲載により行う。

8 提出書類

- (1) 【様式1】企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案書（任意様式、A4版10枚以内（表紙含む）、両面印刷の場合は20頁以内まで可、A4版以外は一切不可）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- (3) 【様式2】会社・法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- (4) 【様式3】経費見積書（各積算費目の内訳と単価を記載）・・・・・・・・・・ 7部
- (5) 実施体制図（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- (6) 【様式4】業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- (7) 【様式5】誓約書（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）・・・・・・・・・・ 1部
- (8) 共同企業体協定書（任意様式、共同企業体による応募の場合のみ）・・・・ 1部

9 提案書等の審査・選定

(1) 企画提案選定委員会の設置

企画提案の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するため、企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 企画提案書等について、応募資格要件の適合等の形式審査を行った後、選定委員会において審査を行う。提案者が複数ある場合、選定委員会での審査に先立ち、高齢者介護課において書類選考を行う場合がある。

イ 選定委員会において、各委員の採点が合計配点の5割（50点）以上であることを最低基準とし、これを満たさない企画提案者は選定の対象としないものとする。

ウ 選定委員会では、次の観点から審査を行う。

- ① 事業目的の理解
- ② 介護就業希望者への周知方法等
- ③ 提案内容、実施体制、事業計画
- ④ 介護就業者の創出
- ⑤ 費用の積算

10 企画提案選定委員会

(1) 予定日：令和7年5月26日（月）

(2) 実施方法：応募者による提案内容のプレゼンテーションを行う。提出した企画提案書を用いて説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

11 公募スケジュール（予定）

- （１）公募開始・・・・・・・・・・・・・・ ４月 30 日（水）
- （２）質問締切・・・・・・・・・・・・・・ ５月 ９日（金）午後 5 時
- （３）質問回答・・・・・・・・・・・・・・ ５月 14 日（水）
- （４）公募締切・・・・・・・・・・・・・・ ５月 20 日（火）午後 5 時
- （５）第一次審査があった場合の通知・・・・・・・・ ５月 21 日（水）
- （６）企画提案選定委員会・・・・・・・・・・・・ ５月 26 日（月）
- （７）選定結果通知（優先交渉事業者の通知）・・ ５月下旬
- （８）見積書提出・委託契約・・・・・・・・・・・・ ６月上旬以降

12 その他

- （１）企画提案への応募、企画提案選定委員会に参加する経費については、参加者の負担とする。
- （２）提出された企画提案書等については返却しない。
- （３）選定に関する審査は非公開で行い、審査内容及び経過等については公表しない。
- （４）採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- （５）契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- （６）契約にあたっては、提案した内容のすべてを実施できることが保証されるものではないこと、また、必要に応じて実施に係る条件を付することがあることを留意し、随時、県と協議して進めること。
- （７）検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県保健医療介護部高齢者介護課と受託業者で別途協議して決めることとする。

◆契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

２ 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （１）契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （２）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （３）契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠

実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 介護保険人材班

担当：奥平

電話：098-866-2214 FAX：098-862-6325